## 偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)について

平成 24 年 9 月 外 務 省

- 1. ACTA は、近年のデジタル技術の発展や知的財産権侵害の新たな手法の出現等による、偽造品等の被害拡大の状況に対応するため、知的財産権の執行に関する国際枠組みを作ることを目的として、11ヶ国・地域(注1)の交渉の結果策定された協定です。
- 2. ACTA は、知的財産権に関する執行のための法的枠組み及びこのような執行を効果 的に実施するための締約国間の国際協力の推進について定めるものです。その中で、
  - (1) ACTA では、「表現の自由、公正な手続き、プライバシーその他の基本原則」を各国がそれぞれの法令にしたがって維持することが繰り返し述べられています。正当なインターネット利用を制限したり、インターネット・サービス・プロバイダによる監視を義務づけるような規定は含まれていません。
  - (2) ACTA は、著作権の非親告罪化を義務づけるものではありません。また、いわゆる「違法ダウンロードの刑事罰化」は、ACTA に規定されているものではありません。
  - (3) ACTA は、商標権を侵害する物品については国境措置の対象としていますが、 ACTA のために、真正の商標を付して輸出入される正規のジェネリック医薬品の国際 的流通が妨げられることはありません。また、ACTA は特許権を国境措置の対象から 除外しています。
  - (4) ACTA を締結するために必要な我が国国内法の変更は、技術的保護手段の範囲の拡大(注2)のみであり、この点については、先般成立した「著作権法の一部を改正する法律」において既に手当てされています。この点を除いて、ACTA 締結のために国内法令を変更する必要はありません。
- 3. なお、ACTA は、より多くの国が参加し、強化された知的財産権の執行が普及することによって、より高い効果を発揮することが期待されます。今後、東アジアや東南アジア諸国など我が国との経済関係の強い国々を中心に、本協定への参加について協議や働きかけを行っていく考えです。
- (注1) 日本、豪州、カナダ、EU、韓国、メキシコ、モロッコ、NZ、スイス、シンガポール、米国
- (注2) 著作物等の無断複製等を防止するために施される技術的保護手段の範囲を拡大し、新たに暗号型技術 (DVD 等に用いられている技術) についても技術的保護手段として位置づけた。